千葉市パラスポーツ振興補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、障害者のスポーツ活動参加を促進し、生きがいや生活の質の向上、健康づくりの機会等を創出するため、市民団体等が行うパラスポーツ(パラリンピック競技だけでなく、広く障害者が行うスポーツをいう。)振興事業に要する経費について、予算の範囲内において、千葉市補助金等交付規則(昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。)及びこの要綱に基づき、当該市民団体等に対し補助金を交付する。

(補助対象団体)

- 第2条 補助金の交付対象となる団体(以下「補助対象団体」という。)は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。なお、複数の施設等を管理する法人等は、各施設を補助対象団体とすることができる。
 - (1)会則・規約・定款等を有すること。
 - (2) 事業を実施するにあたり、明確な会計経理がなされること。
 - (3) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 特定の政党の利害に関する政治活動を行う団体
 - イ 公の選挙に関し、特定の候補者を支持し、又はこれに反する政治活動を行う団体
 - ウ 特定の宗教を支持し、もしくは教派、教団その他の宗教団体を支援し、又はこれに反する宗教活動を行う団体
 - エ 暴力団 (千葉市暴力団排除条例 (平成24年千葉市条例第36号。以下「暴排条例」という。) 第2条第1号に規定する暴力団をいう。)
 - オ 暴力団員等(暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。)
 - カ 団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者がある団体

(補助事業)

- 第3条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、第1条の趣旨に合致する事業で、 次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) パラスポーツ教室開催事業 パラスポーツの入門、上達、スポーツ活動の習慣化等を目的として、 継続的に開催する事業で、年4回以上実施するものをいう。
 - (2) パラスポーツイベント開催事業 パラアスリートとの交流や競技体験会など、競技を広め、パラスポーツに興味を持つきっかけとなることを目的として、年1回以上実施するものをいう。
- (3) その他市長が認めた事業
- 2 補助事業は、次に掲げる要件を全て満たすものでなければならない。
- (1) 広く市民等への波及効果がある等一定の公益性がある事業であること。
- (2) 障害者が参加し、体を動かす内容を含む事業であること。
- (3) 市内で開催するものであること。
- (4)補助対象団体自らが主催し、かつ、経費を負担するものであること。

- (5) 交付決定以降に開始する事業であること。
- (6) 事業計画や資金計画が目的を達成するために適切であり、かつ、十分な効果が期待できるものであること。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助事業としない。
- (1) 営利を目的とする事業又はそれに類する事業
- (2)国、地方公共団体等からの委託や補助等を受けている事業(指定管理者が自主事業として指定管理料を充てずに行う事業又は障害者支援施設等が運営に係る補助金等を充てずに行う事業を除く。)
- (3) 政治・宗教活動を目的としている事業
- (4) 寄付や募金を目的として行われるチャリティ等の慈善事業
- (5) 販売、出版、収集、資料作成、研究等を主な目的とする事業
- (6) 事業の参加者が、事業に関わる団体(主催者・共催者等)の構成員や会員のみである等、限られた 範囲を対象とする事業(障害者支援施設で行う等外出や移動に困難を伴う障害者を対象とする事業 等を除く。)
- (7) 事業に関わる団体(主催者・共催者等)への入会を参加の条件とした事業
- (8) 公序良俗に反する事業
- (9) その他市長が適当でないと認めるもの

(補助対象経費等)

第4条 補助対象経費は補助事業の実施に要する経費(団体運営等に要するものは除く)であって市長 が適当と認めるものに限る。なお、具体的な費目、補助率、補助限度額等は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

- 第 5 条 補助対象団体は、規則第 3 条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、指定する期日までに千葉市パラスポーツ振興補助金交付申請書(様式第 1 号)に、次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
- (3)会則・規約・定款等
- (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 補助金の交付申請は、1補助対象団体につきパラスポーツ教室開催事業及びパラスポーツイベント 開催事業それぞれについて、同一年度内に1回申請することができる。

(交付の条件)

- 第6条 規則第5条の規定により附する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1)補助事業の内容、事業計画又は経費の配分の変更をする場合には、あらかじめ市長の承認を受ける こと。ただし、補助対象経費の20%以内の配分の変更等軽微な変更はこの限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3)事業が予定の期間内に完了しない場合、又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に

報告し、その指示を受けること。

(交付の決定等)

- 第7条 規則第6条の規定による通知は、千葉市パラスポーツ振興補助金交付決定通知書(様式第2号) によるものとする。
- 2 規則第4条第3項の規定による通知は、千葉市パラスポーツ振興補助金不交付決定通知書(様式第3号)によるものとする。

(変更等の承認申請)

- 第8条 補助対象団体は、第6条第1号又は第2号の規定により承認を受けようとするときは、千葉市 パラスポーツ振興事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第4号)を市長に提出するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに当該申請の内容を審査し、補助事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更(中止又は廃止)について承認の可否を決定し、千葉市パラスポーツ振興事業変更(中止・廃止)承認・不承認通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(状況報告等)

第9条 規則第10条の規定により、市長が必要と認めたときは、市長は補助対象団体に対し、補助事業等の遂行の状況等を報告させることができるものとする。

(実績報告)

- 第10条 補助対象団体は、規則第12条の規定により報告しようとするときは、補助事業の終了後30日以内(当該期限が補助事業の実施された年度の末日を経過することとなる場合には、当該年度の末日まで)に、千葉市パラスポーツ振興補助金実績報告書(様式第6号)に、次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。
 - (1) 収支決算書
 - (2)補助対象経費に係る領収書等(写しも可)
 - (3)活動実績資料(チラシ・パンフレット、記録写真等)
 - (4) 千葉市パラスポーツ振興補助金交付決定通知書(写し)
 - (5) その他市長が必要と認める書類

(額の確定通知)

第11条 規則第13条の規定による通知は千葉市パラスポーツ振興補助金額確定通知書(様式第7号) によるものとする。

(交付の請求)

第12条 補助対象団体は、規則第16条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉市パラスポーツ振興補助金交付請求書(様式第8号)に、次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。

- (1) 千葉市パラスポーツ振興補助金額確定通知書(写し)
- (2) その他市長が必要と認める書類

(決定の取消通知)

第13条 規則第17条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、千葉市パラスポーツ 振興補助金交付決定取消通知書(様式第9号)によるものとする。

(返還命令)

第14条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、千葉市パラスポーツ振興補助金返還命令書(様式第10号)によるものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表

(1) パラスポーツ教室開催事業

事業内容	パラスポーツの入門、	上達、スポーツ活動の習慣化等を目的として、継続的に開催す				
	る事業で、年4回以上実施するもの。					
対象人数	1回あたり、障害者5	人以上または年間で20人以上の参加				
補助率	補助対象経費から当該	- :補助金以外の収入額を控除した額 (自己負担額) の 1 0 分の 1				
	0					
補助限度額	20万円又は自己負担	額のどちらか低い額				
補助対象経費	報償費	講師への謝礼等				
		※補助対象団体の構成員や会員に対するものを除				
		く。単価3万円を上限とする。				
	旅費	ボランティアの交通費等				
	消耗品費	事務用品、ラインテープ等				
	印刷製本費	チラシ、プログラム等の印刷代等				
	通信運搬費	郵送料、運搬料等				
	保険料	イベント保険の保険料等				
	使用料及び賃借料	会場使用料、備品の借用料等				
	備品購入費	競技用具等				
		※単価 2 万円(税込)以上のもの。原則借用で対				
		応すること。購入が必要な場合は、目的、用途、				
		購入の理由を明確にし、カタログ等を添付する				
		こと。				
	委託料	警備委託費等				
	手数料	振込手数料等				
		※補助対象経費の支出に要するものに限る。				
	その他	その他市長が適当と認めたもの				

(2) パラスポーツイベント開催事業

事業内容	パラアスリートとの交流や競技体験会など、競技を広め、パラスポーツに興味を持つ						
	きっかけとなることを	きっかけとなることを目的として、年1回以上実施するもの。					
対象人数	1回あたり、障害者10人以上						
補助率	補助対象経費から当該補助金以外の収入額を控除した額(自己負担額)の10分の1						
	0						
補助限度額	20万円又は自己負担額のどちらか低い額						
補助対象経費	報償費	講師への謝礼等					
		※補助対象団体の構成員や会員に対するものを除					

1-1	
	く。単価3万円を上限とする。
旅費	ボランティアの交通費等
消耗品費	事務用品、ラインテープ等
印刷製本費	チラシ、プログラム等の印刷代等
通信運搬費	郵送料、運搬料等
保険料	イベント保険の保険料等
使用料及び賃借料	会場使用料、備品の借用料等
委託料	警備委託費等
手数料	振込手数料等
	※補助対象経費の支出に要するものに限る。
その他	その他市長が適当と認めたもの

千葉市パラスポーツ振興補助金交付申請書

(あて先) 千葉市長

申請者 所在地団体名代表者名

(注)法人の場合及び法人以外でも本人(代表者)が 手書きしない場合は、記名押印してください。

千葉市パラスポーツ振興補助金の交付を受けたいので、千葉市補助金等交付規則第3条の規定により次のとおり申請します。

<i></i>	1 Hi 3 0 0 7 0						
団体設立年	 手月日	年	月	日		ホームへ゜ーシ゛	
構成員数(会員数)		人(年	月	日現在)	URL	
連絡	役職 氏名				住所	〒 −	
担当者	電話				FAX		
	Email						
団体の趣旨 動内容等	当・目的・活						
申請事業種	重別	□パラスポーン □その他市長x			□パラスポ	ポーツイベン	ト開催事業
申請事業名	<u>7</u>						
申請事業の	D内容						
事業実施日	日(期間)						
補助金交付	寸申請額				円		
 一申請団体は暴力団※1ではありません。 一団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等 ※2に該当する者がある団体ではありません。 □申請する事業は暴力団の利益になる事業ではありません。 □申請書及び会員名簿に記載されている情報について暴力団排除のため、必要に応じ、千葉る官公庁へ照会する場合があることに同意します。 添付書類 □事業計画書 □収支予算書 □会則・規約・定款等 							
你门 百炔		□ 尹禾市 凹盲	\square \mathbb{N} \mathbb{N} \mathbb{N}	平百 🗀	云 577 * /兄形、	上 从 寸	

^{※1} 千葉市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。※2 千葉市暴力団排除条例第2条3号に規定する暴力団員等をいう。

千葉市パラスポーツ振興補助金 事業計画書

補助事業名									
事業の趣旨・目的									
事業実施期間	年	月	日	~	年	月	日		
会場									
事業内容 ※競技、内容、講師、参加対象者等 ※教室の場合、年間の計画も記入									
実施スケジュール ※準備や周知等、 事業に関するス ケジュールにつ いて記入									
当該補助金の活用による効果									

参加者数(見込)	人(うち、障害者 人)
周知・広報の方法 ※特に、障害者の 参加を得るため の工夫	
共催者・後援者 ・協賛者名等と その役割	
その他、特記事項	

[※]上記欄に記載しきれない場合については、別紙をご利用ください。(A4判縦、形式自由)

千葉市パラスポーツ振興補助金 収支予算書

団体名			事業名	
	•		, ,	_
1 収入				
収入科目	I	金額 (円)	内訳	
参加費				
その他				
主催者自	1己負担(A)			
収入総額	₹(B)		※本補助金は計上しないこと	
2 支出				
	支出科目	金額(円)	内訳	
	報償費			
	旅費			
	消耗品費			
	印刷製本費			
LNWI	通信運搬費			
補助	保険料			
対象経費	使用料及び賃借料			
作員	備品購入費			
	委託料			
	手数料			
	その他			
	小計(C)			
対象外				
経費				
	支出総額(D)			

※収入総額(B)と支出総額(D)は同額であること。

3	芯什	を受け	· }	う	卜	する	ス補	肋。	全の	申請額

		円

[※]補助対象経費(C)以内で、要綱に定める補助上限額又は主催者自己負担額(A)のいずれか低い額(千円未満切り捨て)

所在地 団体名

代表者名

様

千葉市パラスポーツ振興補助金交付決定通知書

年 月 日付申請のあった千葉市パラスポーツ振興補助金の交付について、次のとおり決 定したので、千葉市補助金等交付規則第6条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長 印

補助事業名	
補助金交付決定額	円
交付条件	1 補助事業の内容、遂行計画又は経費の配分の変更(補助対象経費の20%以内の配分の変更等軽微な変更を除く。)をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。 2 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。 3 事業が予定の期間内に完了しない場合、又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。 4 千葉市補助金等交付規則及び千葉市パラスポーツ振興補助金交付要綱を遵守すること。

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月 以内に、千葉市を被告として提起することができます。

千葉市指令 第 号

所在地

団体名

代表者名

様

千葉市パラスポーツ振興補助金不交付決定通知書

年 月 日付申請のあった千葉市パラスポーツ振興補助金の交付について、承認しないことを決定したので、千葉市補助金等交付規則第4条第3項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

钔

(不決定の理由)

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月 以内に、千葉市を被告として提起することができます。

千葉市パラスポーツ振興事業変更(中止・廃止)承認申請書

(あて先) 千葉市長

申請者 所在地団体名代表者名

(注)法人の場合及び法人以外でも本人(代表者)が 手書きしない場合は、記名押印してください。

年 月 日付千葉市指令 第 号により補助金の交付決定を受けた下記事業について、次のとおり変更(中止・廃止)したいので、千葉市パラスポーツ振興補助金交付要綱第8条の規定により申請します。

補助事業名		
事業の内容	変更前	
	変更後	
++-□	変更前	円
補助対象経費	変更後	円
変更(中止・廃止)の理由		
変更(中止・廃止)予定年月日		
添付書類		変更(中止・廃止)に伴う関係書類等

千葉市指令 第 号

所在地 団体名

代表者名

様

千葉市パラスポーツ振興事業変更 (中止・廃止) 承認・不承認通知書

年 月 日付申請のあった千葉市パラスポーツ振興事業変更(中止・廃止)承認申請について、千葉市パラスポーツ振興補助金交付要綱第8条の規定により次のとおり通知します。

年 月 日

千葉市長 印

- 1 補助事業名
- 2 申請事項について
 - □ 承認

□ 不承認

(理由:

3 その他

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月 以内に、千葉市を被告として提起することができます。

千葉市パラスポーツ振興補助金実績報告書

(あて先) 千葉市長

申請者 所在地団体名代表者名

(注)法人の場合及び法人以外でも本人(代表者)が 手書きしない場合は、記名押印してください。

年 月 日付千葉市指令 第 号により補助金の交付決定のあった下記事業が終了 しましたので、千葉市補助金等交付規則第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

/ましたので、 菜川↑		[1] /兄只]	为 1 2	未り	別化に 。	<u>د ۷</u> 、		類を你えて報言します。
補助事業名								
事業実施期間	年	月	日	~		年	月	日
会場								
事業内容								
※競技、内容、講								
師、参加対象者 等								
※教室の場合、年								
間の実績も記入								

事業の成果	
当該補助金の活用による効果	
今後の課題	
参加者数	人(うち、障害者 人)
共催者・後援者 ・協賛者名等と その役割	
特記事項	
添付書類	□収支決算書 □補助対象経費に係る領収書(写し) □活動実績資料(チラシ・パンフレット、記録写真等) □千葉市パラスポーツ振興補助金交付決定通知書(写し)

※欄に記載しきれない場合は、別紙をご利用ください。(A4判縦、形式自由)

千葉市パラスポーツ振興補助金 収支決算書

Lamber 1			
団体名	四/14名	事業名	

1 収入

収入科目	金額 (円)	内訳
参加費		
その他		
主催者自己負担(A)		
補助金額		千葉市パラスポーツ振興補助金
収入総額(B)		

2 支出

	支出科目	金額 (円)	内訳
	報償費		
	旅費		
	消耗品費		
	印刷製本費		
144-1	通信運搬費		
補助 対象	保険料		
経費	使用料及び賃借料		
作. 兵	備品購入費		
	委託料		
	手数料		
	その他		
	小計(C)		
対象外			
経費			
	支出総額(D)		

[※]収入総額(B)と支出総額(D)は同額であること。

所在地 団体名

代表者名

様

千葉市パラスポーツ振興補助金額確定通知書

年 月 日付千葉市パラスポーツ振興補助金実績報告書の内容を確認した結果、下記のと おり確定したので、千葉市補助金等交付規則第13条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

钔

補助事業名	
補助金の交付決定額	円
補助事業の経費精算額	円
補助金の確定額	円

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

千葉市パラスポーツ振興補助金交付請求書

(あて先) 千葉市長

申請者所在地団体名代表者名

(注)法人の場合及び法人以外でも本人(代表者)が 手書きしない場合は、記名押印してください。

年 月 日付千葉市達 第 号千葉市パラスポーツ振興補助金額確定通知書により確定した補助金の交付について、千葉市補助金等交付規則第16条第1項の規定により、次のとおり請求します。

補助事業名	
補助金の確定額	円
補助金の交付請求額	円
添付書類	(1) 千葉市パラスポーツ振興補助金額確定通知書の写し (2) その他市長が必要と認めるもの

所在地 団体名

代表者名

様

千葉市パラスポーツ振興補助金交付決定取消通知書

年 月 日付千葉市指令 第 号により通知した千葉市パラスポーツ振興補助金 交付決定の全部(一部)を次のとおり取り消したので、千葉市補助金等交付規則第17条第3項において 準用する第6条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長 印

補助事業名	
補助金の交付決定額	
取消額	
取消後の交付決定額	
取消の理由	

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

千葉市達 第 号

所在地 団体名

代表者名

様

千葉市パラスポーツ振興補助金返還命令書

千葉市補助金等交付規則第18条第1項又は第2項の規定により次のとおり返還を命じます。

年 月 日

千葉市長

钔

補助事業名				
補助金の交付決定額				
補助金の既交付額	年	月	日交付	円
			計	円
補助金の交付確定額				
返還すべき金額				
返還を命ずる理由				
返還方法				

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月 以内に、千葉市を被告として提起することができます。